様式１

整理番号	健康－法申－47

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名（電話番号）	健康局保健所保健医療対策課　医療法人グループ（06-6647-0681）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	医療法人定款（財団法人の場合は寄附行為）の変更の認可
概　　要	医療法人が診療所を新たに開設する場合や移転するなど、定款の内容に変更が生じる場合には、事前に定款変更の認可を受ける必要があります。また、事業を新たに実施する場合や移転する場合などにも、事前に定款変更の認可を受ける必要があります。
根拠法令等及び条項	医療法第５４条の９第３項
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年６月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知）による。
標準処理期間	１４日
経由日数	なし
提　出　先	健康局保健所保健医療対策課　医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	定款（寄附行為）の変更認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手　数　料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課　医療法人グループ（06-6647-0681）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備　　考	